

愛媛県都市計画道路見直しガイドライン (概要版)

平成20年3月

愛媛県土木部道路都市局都市計画課

《目次》

第1章	はじめに	1
第2章	見直しの背景	2
2 - 1	見直しの背景	2
2 - 2	見直しの目的	2
第3章	都市計画道路の現状	3
3 - 1	都市計画道路の決定状況及び整備状況	3
3 - 2	他県との比較	3
第4章	長期未着手都市計画道路の抱える課題	4
第5章	見直しの基本姿勢	4
第6章	見直しの検討方法	5
6 - 1	見直し作業の流れ	5
6 - 2	将来交通量推計	6
(1)	交通量調査	6
(2)	交通実態の整理	6
6 - 3	見直し対象路線の抽出(ステップ1)	7
6 - 4	見直し対象路線の検証、評価(ステップ2)	8
6 - 5	見直し方針の策定(ステップ3)	9
第7章	関係機関との調整について	10
第8章	ガイドラインの運用について	11
8 - 1	運用の基本	11
8 - 2	市町と県の主な役割	11
8 - 3	見直しの時期	11

第1章 はじめに

「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことであり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

その中でも、都市施設である都市計画道路は、都市の将来像を誘導するとともに、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために定めるもので、その整備には長期間を要することから、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであることを前提に、長期的な視点から都市計画に定めてきた。

しかし、現在決定されている都市計画道路網は、人口の増加、都市の高度成長を前提とされたものが多く、近年の人口減少や超高齢社会の進行、経済の低成長、市街地の拡大の収束等の社会経済情勢の変化を踏まえると、目指すべき都市の将来像と必ずしも合致していないものが存在している可能性がある。

本来、長期にわたり事業が行われていない都市計画道路の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまではあまりにも慎重すぎたきらいもあり、今後は、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、都市全体又は影響する地域全体の都市計画道路網を検討し、必要性が変化しつつある路線については、必要性の変更理由を明らかにした上で見直しを行うことが求められている。

このような背景をもとに、本ガイドラインは、整備の見通しが立っていない都市計画道路の見直しを行うにあたっての基本的な考え方や手順及び検討方法等を取りまとめたものであり、都市計画道路の見直しを行う際の指針として利用されることを目的に策定したものである。

第2章 見直しの背景

2 - 1 見直しの背景

社会経済情勢の変化

人口減少、超高齢社会の進行
経済の低成長や財政状況の悪化
市町村合併による行政区域の変化
市街地の拡大傾向の収束及び中心
市街地の空洞化
環境負荷の増大



社会経済情勢の変化により、目指すべき都市の将来像に変化が生じつつあり、これらに対応したまちづくりが求められている。

2 - 2 見直しの目的

整備の見通しが立っていない都市計画道路について、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、必要性、実現性等の総合的な再評価を実施し「存続」「変更」「廃止」の見直しを行うことにより、目指すべき都市の将来像に沿った道路網の構築を図るとともに、行政としての説明責任を果たすことを目的とする。

都市計画道路の必要性の再評価

都市計画道路は、都市の将来像を誘導するとともに、将来交通需要に対応して計画され、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであるが、長期的にみれば都市の将来像も変わりうるものであるため、整備の見通しが立っていない都市計画道路について、社会経済情勢の変化により都市計画道路の必要性に変化が生じてないかどうかの再評価を行う必要がある。

目指すべき都市の将来像に沿った道路網の構築

都市計画道路の必要性、事業化の実現性、土地利用の状況等を総合的に評価し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を定め、見直しを行うことにより、目指すべき都市の将来像に沿った道路網の構築を図る必要がある。

行政としての説明責任

都市計画道路は、その整備を行うことを前提として定めるものであり、将来の都市計画道路の円滑な施行を確保するため建築制限等を行うことになる。

このため、都市計画道路の見直しの方針を明確にし、住民に適切な情報提供を行うことにより、行政としての説明責任を果たすとともに、住民に身近で、より信頼される計画とする必要がある。

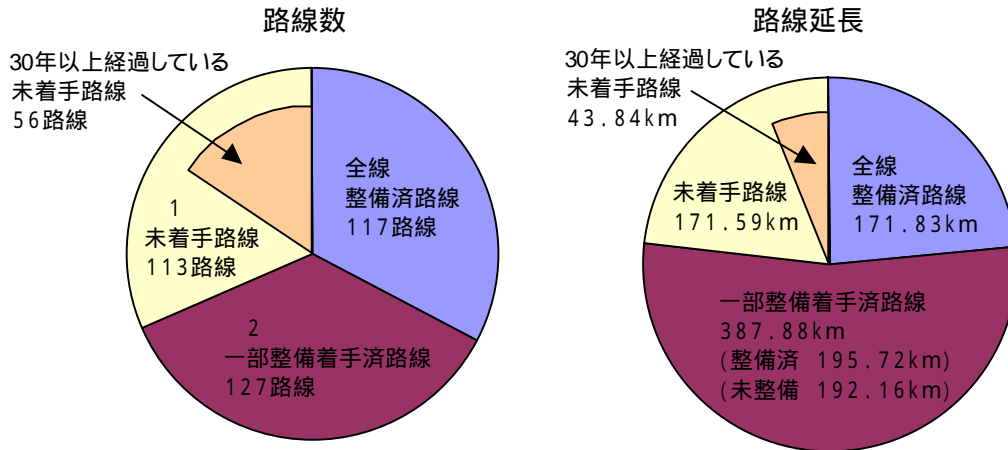
第3章 都市計画道路の現状

3-1 都市計画道路の決定状況及び整備状況

〔県内の都市計画道路の現況（平成19年3月31日時点）〕

- ・都市計画道路の決定状況・・・路線数 357 路線、計画延長約 731km
- ・都市計画道路の改良率・・・改良率約 50.3%、改良延長約 368km

〔県内の都市計画道路の整備状況（平成19年3月31日時点）〕

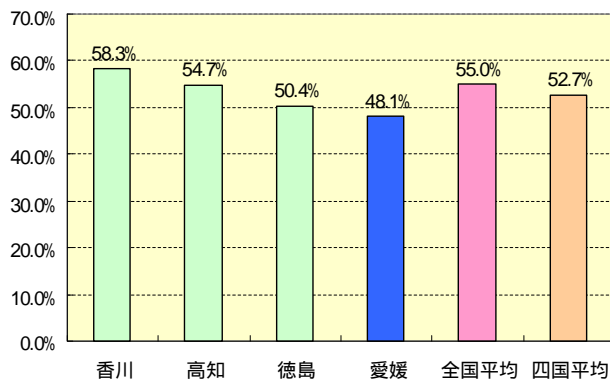


〔未整備区間を有する路線の経過年数（平成19年3月31日時点）〕

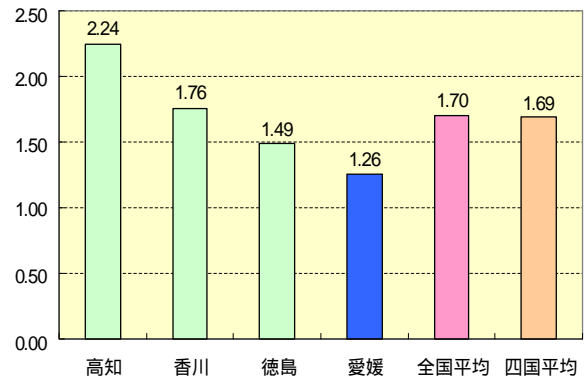
都市計画決定（変更）からの経過年数	路線数	延長 (km)
10年未満	47	85.71
10年以上20年未満	50	134.02
20年以上30年未満	37	59.05
30年以上	106	84.97
計	240	363.75

3-2 他県との比較

〔都市計画道路の改良率〕



〔市街化区域内及び用途区域内の都市計画道路密度（改良済密度）〕



出典）平成17年都市計画年報（平成17年3月31日現在）

第4章 長期未着手都市計画道路の抱える課題

都市計画道路は、都市計画法第53条に基づき建築制限を行っていることから、これが長期間になると、有効な土地利用や地権者の将来生活設計にも支障が生じていることも考えられるとともに、都市計画に対する信頼性の失墜の原因となる可能性がある。

第5章 見直しの基本姿勢

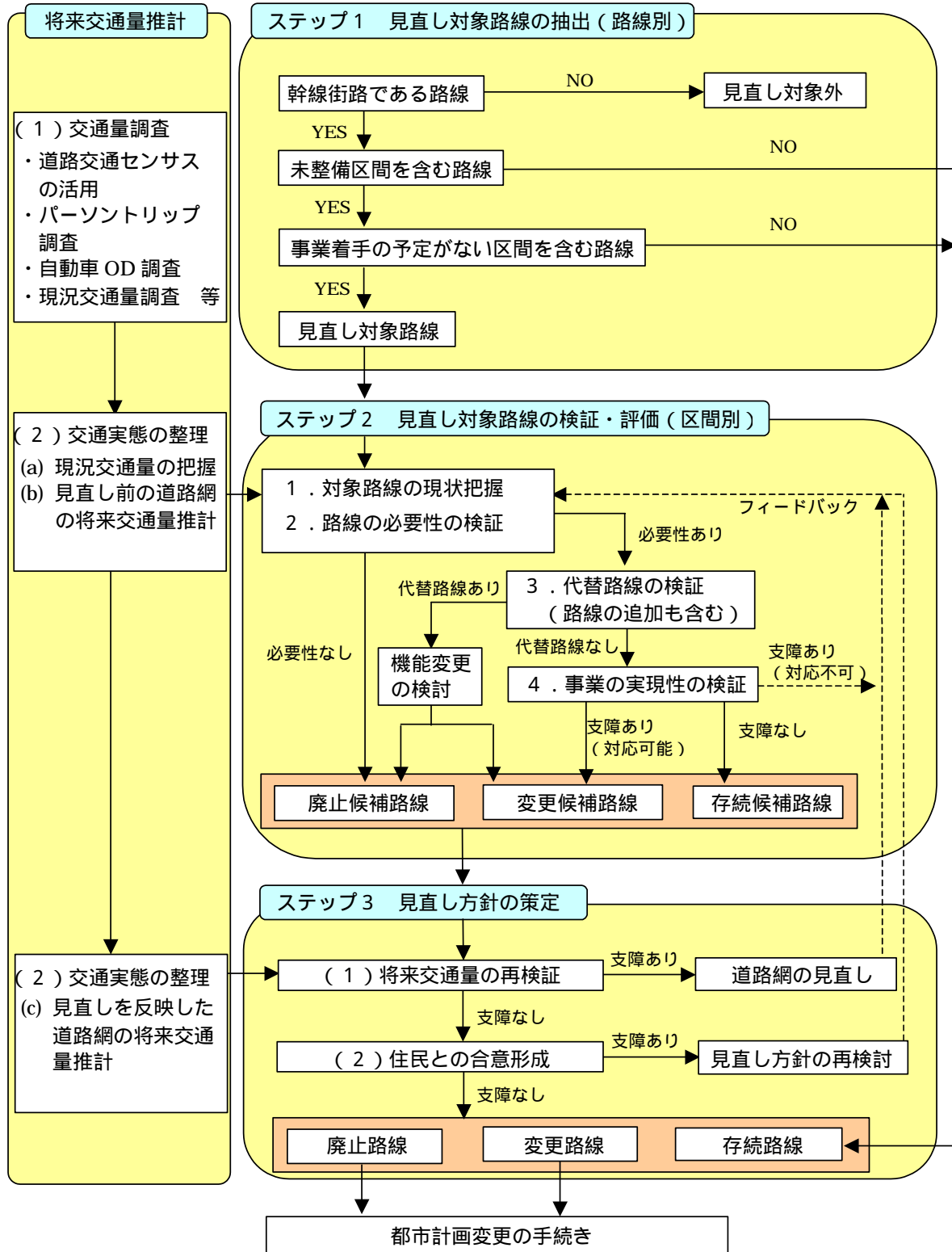
道路の都市計画については、都市全体又は影響のある地域全体における都市計画道路の必要性、既存道路等の代替路線の有効活用、事業の実現性等について総合的に検討を行い、見直しの必要がある場合にはその変更理由を明らかにし、住民との合意形成を行った上で都市計画の変更を行うべきである。

- ・ 都市計画決定された道路については、長期的視点からその必要性が従来位置づけられてきたものであり、単に長期未着手であるとの理由だけで路線や区間毎に見直しを行うことは望ましくなく、都市全体あるいは関連する都市計画道路全体の配置等を検討する中で見直されるべきである。
- ・ 見直しの対象路線が広域的な交通を担うものではないと想定される路線にあっては、影響の及ぶ範囲が一部の市街地に限られることを確認した上で、その市街地の範囲を対象に検討を行うことが考えられる。
- ・ 必要性があると判断された路線にあっては、効率的・効果的な道路網を構築する観点から、既存道路の有効活用や新たに追加する路線等の代替路線についても検討を行う必要がある。
- ・ 必要性があり、かつ、代替路線がないと判断された路線については、支障となる建築物の状況や景観・自然環境への影響の度合、道路構造令との整合の観点から総合的に評価して、その存続の是非の検討を行う必要がある。
- ・ 都市計画道路の廃止や幅員の縮小は、当該道路の必要性がなくなった場合や代替路線が別途整備された場合等が考えられる。また都市計画道路の変更を行う場合には、その変更理由を明らかにし、建築制限に関する関係者を含めた地域社会の合意形成を念頭においた上で行うべきである。

第6章 見直しの検討方法

6-1 見直し作業の流れ

都市計画道路の見直し作業は、以下のフローにより行い、見直し対象路線の「存続」「変更」「廃止」の方針を決定する。



6 - 2 将来交通量推計

都市計画は概ね 20 年後を想定し計画を策定するため、将来予測の年次は、当分の間平成 42 年とする。また、将来交通量を推計する場合のゾーン区分の設定は、Cゾーンを基本とする。

将来交通量の推計は、道路交通センサスを活用することを基本とし、必要に応じて、パーソントリップ調査、自動車 OD 調査、現況交通量調査等の交通量調査を行って推計する。

なお、上位となる B ゾーンデータは、四国地方幹線道路協議会のとりまとめる四国地域将来交通量推計のデータを、活用することとする。

(1) 交通量調査

将来交通量の推計は、道路交通センサスを活用して行うことが考えられるが、道路交通センサスのみでは、必要な精度を確保するためのデータ数が確保できない場合などは、補完するための自動車 OD 調査やスクリーンライン調査等の交通量調査を実施することも考えられる。

(2) 交通実態の整理

道路交通センサスなどの既存資料や自動車 OD 調査等により、「(a) 現況交通量の把握」を行うとともに、既決定の都市計画道路が、現在想定される将来自動車交通需要に対応しているかどうか確認するため、「(b) 見直し前の道路網の将来交通量推計」を行う。

また、見直しを反映した都市計画道路網が交通計画上支障が生じないか確認するため、「(c) 見直しを反映した道路網の将来交通量推計」を行う。

(a) 現況交通量の把握

現況の道路網について、既存資料や自動車 OD 調査等により現在の交通量を把握。

(b) 見直し前の道路網の将来交通量推計

既決定の都市計画道路が全て整備された場合の道路網（都市計画道路以外の道路も考慮）について将来交通量を推計。

(c) 見直しを反映した道路網の将来交通量推計

見直しを反映した都市計画道路が全て整備された場合の道路網（都市計画道路以外の道路も考慮）について将来交通量を推計。

6 - 3 見直し対象路線の抽出（ステップ1）

見直しの対象路線は、次の全ての条件に該当する未着手路線とする。

道路種別：都市計画道路のうち幹線街路である路線

整備状況：未整備区間を含む路線

事業予定：事業化されておらず今後も事業着手の予定がない路線

道路種別

都市計画道路のうち幹線街路を対象とする。自動車専用道路、区画街路及び特殊街路は、原則として見直し対象外とする。

幹線街路以外の都市計画道路である自動車専用道路、区画街路、特殊街路については、特定の機能や目的を果たすため、あるいは局所的な土地利用に対応して定められているため、原則として見直し対象とはせず、必要に応じて個別に検討するものとする。

整備状況

見直しの時点で未整備区間を有する路線を見直しの対象とする。

未整備区間とは、各路線のうち整備済み区間及び事業を実施している区間を除いた区間とする。

事業予定

見直しの時点で事業着手の予定がなく、今後20年以内に事業着手の見込みが明確になっていない区間を有する路線を見直し対象とする。

なお、事業計画があり、整備が確実な路線については、事業着手の予定があるものとし、見直し対象外とする。

マスタープランの目標年次が概ね20年後であることから、通常であれば少なくとも20年後までには事業着手する必要がある。そのため、20年以内に事業着手の見込みが明確になっていない場合は、見直し対象とする。

〔見直し対象路線〕

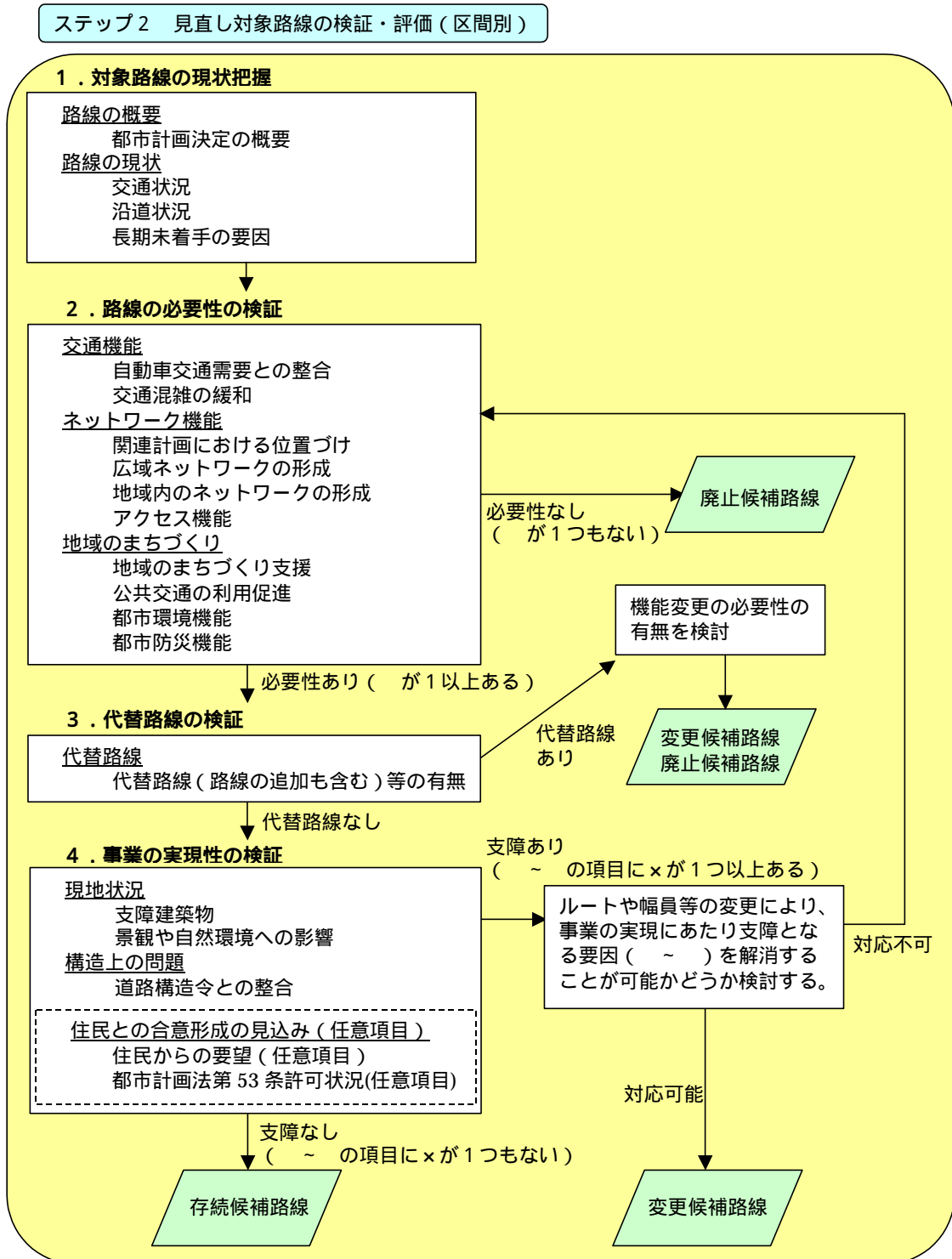
自動車 専用道路	幹線街路		全区間整備 済みの路線	区画街路	特殊街路
	未整備区間を含む路線				
	事業着手の予定がない未整備区間がある	全ての未整備区間について事業着手の予定がある			
見直し 対象外	見直し対象路線	見直し対象外			

6 - 4 見直し対象路線の検証、評価（ステップ2）

見直し対象路線について、路線カルテにより、現状を把握した上で、路線の必要性、代替路線及び事業の実現性の検証を行い、路線の「存続」「変更」「廃止」の方向付けを行う。

同一路線においても、それぞれの区間で必要性・実現性が異なる場合があるため、見直し対象路線の検証、評価は区間別に行う。

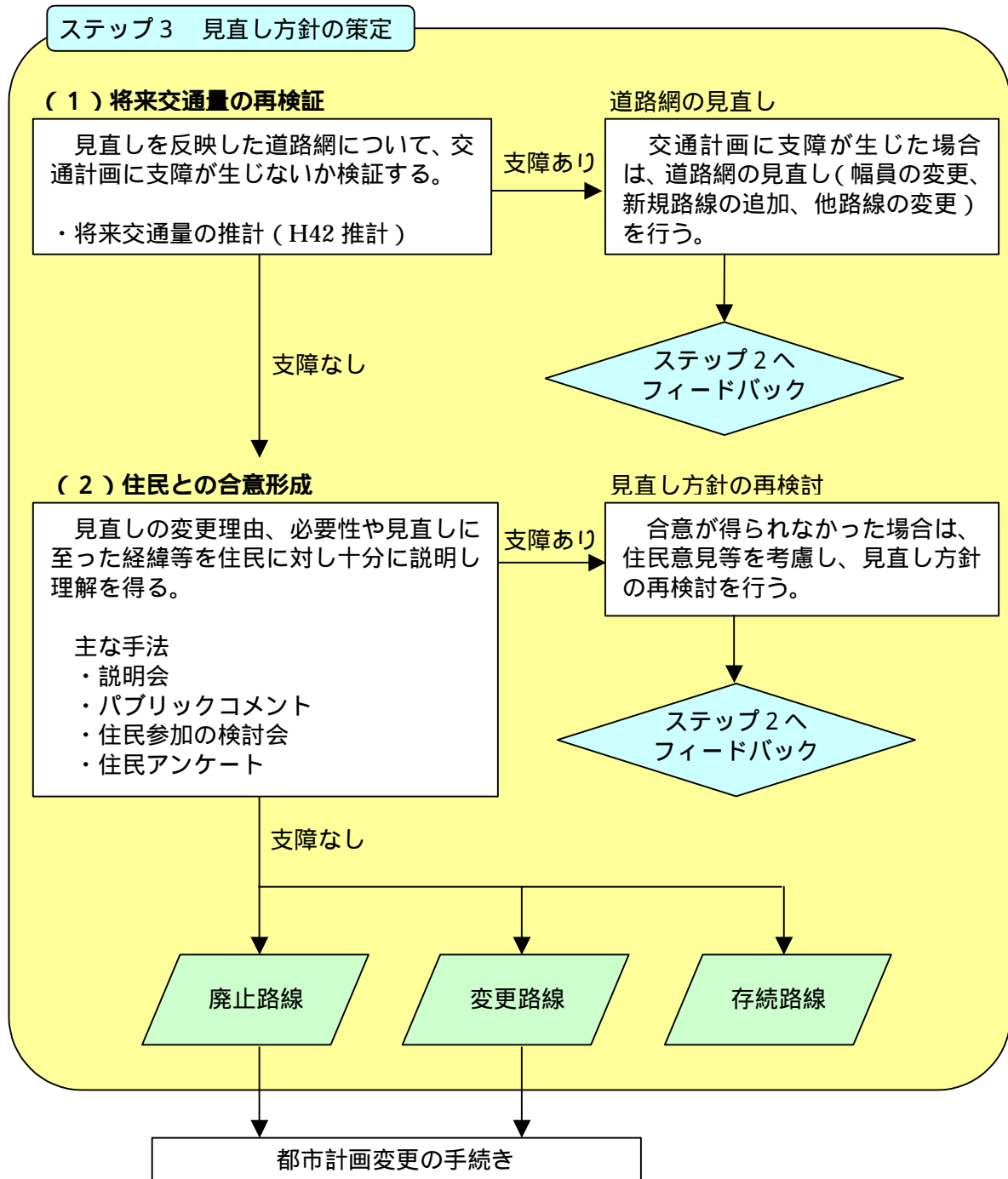
また、これらの検証は路線カルテにより行う。



6 - 5 見直し方針の策定（ステップ3）

ステップ2で分類した各見直し候補路線（存続・変更・廃止）について、都市全体又は影響のある地域全体の路線を対象として以下の項目について検討し、最終的な見直し方針を決定する。

- (1) 将来交通量の再検証
- (2) 住民との合意形成



第7章 関係機関との調整について

都市計画道路の見直しにより変更が生じる場合は、都市計画手続きを円滑に進めるため、また、その後の事業を円滑に進めるため、関係機関と十分な協議を行う必要がある。

また、都市計画道路の見直しにより道路の整備計画等との不整合が生じないか、道路管理者に確認する必要がある。

関係機関との調整は、時間を要することが考えられるため、早い段階から開始することが望ましい。

〔協議機関〕

協議機関	内容	関連法
国土交通省 四国地方整備局	国の利害との調整	都市計画法 第18条
都道府県	広域の見地からの調整 都道府県の定める都市計画との整合	都市計画法 第19条
市町	基礎的自治体の意見尊重	都市計画法 第18条
道路管理者	将来管理者との調整	都市計画法 第23条
道路管理者	接続・交差協議	任意
交通管理者 (県警本部交通担当部署、 所管警察署交通部署)	交通処理計画協議(交差点協議等)	任意
河川管理者	河川との交差協議	任意
鉄道管理者	鉄道との交差協議	任意
港湾管理者	港湾計画との調整(港湾区域内)	任意
埋設企業者	埋設計画等との調整	任意
バス事業者	将来バス系統網計画との調整	任意

第8章 ガイドラインの運用について

8 - 1 運用の基本

このガイドラインは、都市計画道路の見直しを行う場合のアウトラインを示したものであり、適正な都市計画道路網の策定に向けた見直し作業への取組を促進するものである。

そのため、本ガイドラインは各市町が地域の実情に合わせて見直すことを妨げるものではない。

8 - 2 市町と県の主な役割

市町は、ガイドラインを活用し、主体的に都市計画道路の見直しに努める
県は、広域的な見地から助言するとともに、市町と連携・調整・協力をする。

- ・ 市町は、本ガイドラインを活用し、地域の実情に応じた都市計画道路の見直しに努める。そのため、路線カルテによる評価、住民との合意形成手法等について、各市町の実情に応じて見直すことも考えられる。
- ・ 県は、広域的な観点及び県の定める都市計画との整合を図る観点から、市町や関係機関等と調整を図りながら、市町の見直しに対し協力する。

8 - 3 見直しの時期

都市計画道路の見直しは、社会経済情勢の変化を考慮し、都市計画道路の必要性等に変化が生じた場合に適時適切に見直すものとする。